iii 財政融資資金への繰入	120,000	165,000
iv 社会保障給付費	670,859	657,825
上記i～ivを除いた純計額	78,779	85,736
v 復興関連経費	22,654	28,557
上記i～vを除いた純計額	56,126	57,179

(注)28年度の計数には、28年度末で廃止された貿易再保険特別会計（歳出総額2,235億円、純計額2,235億円）が含まれている。

上記13特別会計のうち主なものについて概説する。

① 交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税及び地方譲与税（地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、特別とん譲与税及び地方法人特別譲与税を総称する。）の配付に関する経理を明確にするために設けられたものである。

また、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補塡する地方特例交付金のほか、地方公共団体が行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための交通安全対策特別交付金についても、この会計に計上することとしている。

29年度の主な内容は、次のとおりである。

(イ) 地方交付税交付金の財源に充てるため、歳入については、①29年度の所得税及び法人税の収入見込額の100分の33.1に相当する額100,422億円、酒税の収入見込額の100分の50に相当する額6,555億円並びに消費税の収入見込額の100分の22.3に相当する額38,218億円の合算額145,195億円から、20年度、21年度、27年度及び28年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭25法211）等に基づき29年度分の交付税の総額から減額することとされている額3,809億円を控除し、②同法等に基づき29年度分の交付税総額に加算することと定められている額6,307億円及び特例加算額6,651億円を加算した額154,343億円を一般会計から受け入れ、財政投融資特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」（平19法64）に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として4,000億円を特例として受け入れるほか、地方法人税の税収の全額から27年度地方法人税決算精算額を控除した額6,375億円を受け入れ、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として3,425億円を受け入れることとしている。なお、これに加えて320,173億円を財政融資資金及び民間から借り入れることとしている。歳出については、①29年度分の地方団体に交付する地方交付税交付金として166,762億円（うち、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について措置する震災復興特別交付税3,464億円）、②借入金及び一時借入金の利子支払額820億円並びに28年度における借入金の償還金325,889億円を国債整理基金特別会計へ繰入として計上することとしている。

(ロ) 「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平11法17）に基づき、地方特例交付金の財源に充てるため、歳入については、一般会計から地方特例交付金1,328億円を受け入れ、歳出については、29年度分の地方公共団体に交付する地方特例交付金として1,328億円を計上することとしている。

(ハ) 「道路交通法」（昭35法105）に基づき、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、歳入については、交通反則者納金の収入を一般会計より受け入れ、歳出については、一定の基準により都道府県及び市町村（特別区を含む。）に交付する交通安全対策特別交付金等を計上することとしている。

(ニ) 地方揮発油税の収入を受け入れ、「地方揮発油譲与税法」（昭30法113）に基づき、地方揮発油譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村（特別区を含む。）に譲与することとしている。

(ホ) 石油ガス税の収入の２分の１に相当する額を受け入れ、「石油ガス譲与税法」（昭40法157）に基づき、石油ガス譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び「道路法」（昭27法180）第７条第３項に規定する指定市に譲与することとしている。

(ヘ) 自動車重量税の収入の1,000分の407に相当する額を受け入れ、「自動車重量譲与税法」（昭46法90）に基づき、自動車重量譲与税譲与金として、一定の基準により市町村（特別区を含む。）に譲与することとしている。

(ト) 航空機燃料税の収入の９分の２に相当する額を受け入れ、「航空機燃料譲与税法」（昭47法13）に基づき、空港関係都道府県及び空港関係市町村の航空機騒音対策事業費等の財源に充てるため、航空機燃料譲与税譲与金として、一定の基準により同法に規定する都道府県及び市町村（特別区を含む。）に譲与することとしている。

(チ) 特別とん税の収入を受け入れ、「特別とん譲与税法」（昭32法77）に基づき、特別とん譲与税譲与金として、徴収地港の所在する都及び市町村に譲与することとしている。

(リ) 地方法人特別税の収入を受け入れ、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」（平20法25）に基づき、地方法人特別譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県に譲与することとしている。

② 国債整理基金特別会計

この会計は、国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にするために設けられたものである。

29年度においては、一般会計から235,275億円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から639,167億円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興他会計より受入として東日本大震災復興特別会計から817億円、租税1,437億円、公債金1,041,673億円、復興借換公債金19,118億円、東日本大震災復興株式売払収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の売払収入15,730億円、東日本大震災復興配当金収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の配当金収入923億円、運用収入1,267億円、東日本大震災復興運用収入29億円、雑収入1,109億円、東日本大震災復興雑収入12百万円並びに東日本大震災復興前年度剰余金受入9,871億円をそれぞれ受け入れることとしている。

③ 財政投融資特別会計

この会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を明確にするために設けられたもので、財政融資資金勘定及び投資勘定より成っている。

また、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産（公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。）の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が21年度末で廃止されたことに伴い、21年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として特定国有財産整備勘定が設けられており、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定である。

29年度の主な内容は、次のとおりである。

(イ) 財政融資資金勘定

この勘定の負担において発行する公債の限度額を120,000億円、一時借入金等の限度額を150,000億円としている。